

令和7年度都区財政調整協議結果（速報）

I. 令和7年度都区財政調整

1 令和7年度当初フレーム

【対前年度当初比較】

(単位：億円)

区 分	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金 B-A	特別交付金
7 当初	15,097	27,301	12,204	779
6 当初	13,822	25,374	11,552	608
比 較	1,275	1,927	652	171

※6 当初は配分割合 55.1%、7 当初は 56% で積算している。

※6 当初は特別交付金 5%、7 当初は 6% で積算している。

2 協議課題の調整内容

(1) 都区間の財源配分に関する事項（詳細は P3 都区間の配分割合等の変更を参照）

特別区の配分割合を 56% とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を 6% に変更する。

(2) 特別区相互間の財政調整

項 目	都	区	合計
1. 最終的な提案数	8	74	82
(1) 当初提案	8	73	81
(2) 追加提案		(※) 1	1
2. 調整項目数	7	54	61
(1) 新規算定		26	26
(2) 算定充実		15	15
(3) 事業費の見直し	5		5
(4) 算定方法の改善等	2	12	14
(5) 財源を踏まえた対応		1	1
3. 協議が整わなかった項目	1	20	21

※ 財源を踏まえた対応(公共施設改築工事費の臨時的算定)

① 新規算定（26項目、1,688億円）

公共施設LED灯切替事業費、重層的支援体制整備事業費、予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）、地域公共交通会議運営費、【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費、能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費（都区連携経費） など

- ② 算定充実（15項目、129億円）
区議会事務局運営費、子ども医療費助成事業費、環境施策推進費（低炭素型社会推進費）、労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）、【小・中学校費】学校運営費（教育用コンピュータ整備費） など
- ③ 事業費の見直し（5項目、△9億円）
生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）、結核予防費（一般患者医療費）、結核予防費（入院患者医療費） など
- ④ 算定方法の改善等（14項目、1,519億円）
生活困窮者自立支援事業費、【単位費用】【態容補正】環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託）、放置自転車等対策事業費、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し、【投資】投資的経費の見直し（建築工事） など
- ⑤ 財源を踏まえた対応（1項目、2,059億円）
公共施設改築工事費の臨時的算定
- ⑥ 協議が整わなかった項目（21項目）
自治体システム標準化経費、利用者負担（保育所等）、精神障害者退院後支援事業費、放課後子ども教室推進事業費、労務単価上昇への対応経費 など

3 都区財政調整協議会幹事会における主な調整内容

（1）都区間の財源配分に関する項目

- ・特別区における児童相談所の設置は、設置区の区域において関連事務が法的に都から区に移管され、都と特別区の役割分担の大幅な変更が生じるものであるため、平成12年に都区合意している都区制度改革実施大綱の規定に基づき、その関連経費の影響額について、配分割合を変更することで、特別区の児童相談所の運営に必要な財源を担保するよう提案した。
- ・これに対し都側は、都区間の財源配分の原則である「都区の役割分担に応じた財源配分」を認めることなく、令和2年度財調方針に記載されている「都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである」という点、地方自治法施行令では、特別区の財源に年度を超えて引き続き著しい過不足が生じる場合、配分割合を変更することが定められている点、つまり、財源保障の観点を踏まえ、児相に関する配分割合を議論する必要があるとし、その上で、特別区の需要と収入がどうなっているかという点抜きには、都区間の財源配分を検討することはできないという見解を示し、意見が食い違うこととなった。

- ・その後、都側から、下記の追加提案が示された。

【東京都追加提案】

○ 都区間の配分割合等の変更

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する。

本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。

- ・これに対し区側は、第4回財調幹事会において、「区側の考え方については、第3回幹事会までに申し上げてきたが、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理されたことを踏まえ、都案について了承したい。」と発言した。

(2) 基準財政需要額の調整項目

① 【投資】 投資的経費の見直し（建築工事）

- ・建築単価について、特別区の実態に見合うよう、各区決算額を踏まえた設定に見直すとともに、今後見込まれる需要等を上乘せして提案した。あわせて、一部施設について、長寿命化を踏まえた年度事業量の改定を提案した。また、改築及び改修単価については、各区予算単価の上昇率に基づき毎年改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案した。
- ・これに対し都側は、各区の決算を基礎とした単価設定は妥当ではなく、客観的な指標である「標準建物予算単価」を用いた現行モデルを改良する形で見直すべきという見解が示された。また、単価以外の提案内容については、令和5年度財調協議で提起した課題の検証が十分な水準には至っていないという見解を示した。
- ・このため、区側は、都側の意見を踏まえ、「東京都標準建物予算単価」に記載されている、特別区の実態として普遍性が見られる工種や、今後見込まれる需要を含

めた検証を行った。その結果、新たにZEB化費用など、今後見込まれる需要を反映することで、単価の乖離もある程度改善できることから、現行モデルの単価を最新のものに更新し、各種補正などを追加した改良モデル単価を設定した。

- ・また、標準事業規模については、都側の意見を踏まえ、メニューごとの分析を実施して精査を行い、改めて設定した。
- ・その結果、区側修正案に沿って整理することとなった。

② 子ども医療費助成事業費

- ・子ども医療費助成事業費について、財調における算定は、都の市町村部に対する都補助の水準に準拠しており、所得制限や一部自己負担金が設定されていることから、特別区の実態に即しておらず、算定額と決算額に大幅な乖離が生じているため、所得制限等の撤廃を提案した。
- ・都側は、これまでの協議において、都の補助基準が都全域における「合理的かつ妥当な水準」であるという見解を示した一方、令和7年10月からの所得制限撤廃を目指すこととしたため、財調の標準区経費の設定においても、令和7年10月分以降の所得制限を撤廃することで合意をしたいという見解を示した。
- ・区側は、従来から23区全区で所得制限や自己負担金を設けずに行っており、都の補助基準の範囲内で事業を実施する区は存在していない。それにもかかわらず、都の補助基準が「合理的かつ妥当な水準」であるとする都側の発言は、特別区の実態をないがしろにしていると主張した。
- ・これに対し都側は、当該事業について、地方交付税制度では算定されておらず、都全域における妥当な水準であると判断し導入されている都補助制度に沿った算定が「合理的かつ妥当な水準」であるという見解を示した一方、本事業の「合理的かつ妥当な水準」については、区側として、都と異なる見解を持たれていることは承知しているが、少なくとも令和7年10月分以降、所得制限を撤廃すること自体は、都区で合意に至ることができると考えているという見解を示した。
- ・区側は、本事業における「合理的かつ妥当な水準」は、特別区域におけるサービス水準であるとの考えに変わりはないが、今回の協議では都区双方の見解を一致させることが困難であると主張した一方、所得制限の撤廃について合意すること自体には異論はないため、都側の意見を踏まえた修正案を提示した。
- ・その結果、区側修正案に沿って整理することとなった。

③ 財源を踏まえた対応

調整税等の動向及び財調財源の状況から、令和7年度に限り、公共施設改築工事費を臨時的に追加算定することとなった。

④ その他の調整項目

○能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費（都区連携経費）

- ・特別区は、首都直下地震への備えなど、大都市特有の膨大な行政需要を抱えており、取り組むべき課題が山積している。このような課題への解決には、都区の緊

密な協働と連携が不可欠であることから、将来にわたって都と区で連携して取り組む必要がある特別区の財政需要について、基準財政需要額に算定するよう提案した。

- ・具体的には、災害対応等経費（在宅避難環境の整備、避難所環境や受援体制の整備、水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備）、少子化対策経費（地域の実情に応じた特別区における少子化対策のための独自のこども・子育て政策に係る需要）、脱炭素関係経費（ゼロカーボンシティの実現に向けた事業に係る需要）を提案した。
- ・これに対し都側は、災害対応等経費のうち、在宅避難環境の整備（一部経費を除く）、避難所環境や受援体制の整備については、令和12年度までの算定にすべきという見解とともに都側の修正案が提示された一方、災害対応等経費のうち水害に備えた都市インフラの強靱化に向けた整備、少子化対策経費、脱炭素関係経費については、既存算定との重複も懸念されるなどという見解を示し、協議が整わなかった。
- ・都側の修正案については、目標年次を設定し、時限的に算定すべきとする都側の趣旨は一定程度理解できることから、都側の修正案のとおり整理した。

（3）都区財政調整協議上の諸課題

① 特別交付金

（特別交付金の割合）

- ・各区が安定的な財政運営を行うためにも、可能な限り、算定内容が客観的かつ明確に規定されている普通交付金による対応を図るため、特別交付金の割合を2%に引き下げを求めた。
- ・これに対し都側は、区ごとに異なる財政需要が、5%を大きく超える規模で毎年申請されていると主張し、都区の考え方に相違があった。
- ・その後、都側から追加提案が示され、都案について、「区側の考え方については、第3回幹事会までに申し上げてきたが、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理されたことを踏まえ、都案について了承したい。」と発言し、了承した。

（算定の透明性・公平性の向上）

- ・算定ルールに記載のない事項により除外となった事業が確認されたため、区側が認識していない算定ルールの明確化等を始めとした見直しを求めた。
- ・具体的には、都区で確認したルールに則って適切に対応するよう主張した。
- ・これに対し都側は、特別交付金の算定対象となる経費は、都と区で合意した算定ルールで、「当該年度に発生した特別の財政需要等」と定められており、都は算定ルールに則って適切に算定していると主張し、協議が整わなかった。
- ・また、算定項目「Cーイ 普通交付金算定対象外施設に係る老朽化への緊急対応」の算出方法について、事業終了年度に財調単価による算定が実績額による算定を下回る場合で、実績額が増加し、かつ事業終了年度の財調単価が申請年度から増加したときは、事業終了年度の財調単価に整備面積を乗じた額と既に交付した額との差分で精算するよう、算定ルールの見直しを求めた。

- ・これに対し都側は、「Cーイ」の算出方法は、算定ルールにおいて、財調単価による算定又は実績額による算定のいずれか少ない額としている。これは、各区における事業の規模や単価のグレード差を調整するためのものである。こうした算定ルールを都区で合意している以上、精算時に財調単価の上昇を反映するのであれば、同様に下降時にも反映しなくてはならないとし、複数年度にわたる事業については、年度間の調整を図る観点から、事業終了年度の財調単価のみではなく、申請初年度から事業終了年度までの財調単価の平均を基に精算することが妥当と主張し、協議が整わなかった。
- ・また、区側から、「特別交付金の割合が6%に変更になることを踏まえ、今年度に協議した事項も含め、次年度に早急にルール作りを行うことが必要だ。」と発言した。
- ・これに対し都側は、「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ね合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論はない。」という発言があった。

② 都市計画交付金

- ・都市計画税本来の趣旨を踏まえ、都区の都市計画事業の実施割合に見合うよう、交付金総額を拡大、全都市計画事業を交付対象化、交付率の上限撤廃、都市計画公園整備事業に係る単価の算定方法を改善、都が行う都市計画事業の実施状況や都市計画税の充当事業の詳細の提示などを求めた。
- ・これに対し都側は、都市計画交付金は、特別区における都市計画事業の円滑な促進を図ることを目的として、都において創設した交付金である。都はこれまでも、各区から直接、都市計画事業の実施状況や意向等を伺い、必要な予算額を確保してきた。都としても、特別区における都市計画事業の円滑な実施は重要であると考えており、今後も引き続き、適切に対応していくと主張し、具体的な議論ができなかった。

Ⅱ. 令和6年度都区財政調整再調整

1 令和6年度再調整フレーム

【当初算定との比較】

(単位：億円)

区 分	基準財政収入額 A	基準財政需要額 B	普通交付金	特別交付金
6再調整	13,822	—	11,969	630
6当初算定	13,822	24,891	11,258	608
比 較	0	—	711	22

※再調整における、基準財政需要額は調整中である。

2 協議課題の調整内容

当初算定時の算定残約 294 億円が、その後の調整税等の税込見込の増により約 711 億円となった。このため、次の 14 項目により再調整を実施することとなった。

○公共施設LED灯切替事業費

公共施設LED灯切替事業に係る経費を算定する。

○児童手当給付事業費

「児童手当法」改正に伴う、令和6年10月からの所得制限撤廃等の制度改正に係る経費を算定する。

○私立保育所施設型給付費等

令和6年4月からの4歳以上児配置改善加算に係る経費を算定する。

○国民健康保険事業助成費（出産育児一時金）

令和5年4月からの出産育児一時金の1人当たり支給額の引上げに要する経費を算定する。

○予防接種費（BCG）

令和6年4月からのBCG感染症に係る予防接種費用の単価改定に伴う経費を算定する。

○予防接種助成事業費（男性HPV）

小学6年生から高校1年生相当を対象とした男性HPVワクチン接種の助成に係る経費を算定する。

○予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）

生後6か月から12歳以下を対象としたインフルエンザワクチン接種の助成に係る経費を算定する。

○予防接種費（新型コロナウイルス）

令和6年10月からの新型コロナウイルス感染症予防接種に係る経費を算定する。

○商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））

物価高騰等に対応するための中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）の令和6年度貸付分について、当年度における利子補給及び信用保証料補助に係る経費を算定するとともに、令和7年度以降全ての利子補給分を算定する。

○【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費

区立小・中学校を対象とした学校給食費保護者負担軽減事業に係る経費を算定する。

- 標準給等の見直し
特別区人事委員会勧告を受けた給与改定を踏まえるとともに、定年引上げに伴い標準給等を見直す。
- 勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し
令和6年4月からの会計年度任用職員勤勉手当等に係る経費を算定する。
- 首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費
発生が危惧されている首都直下地震や、頻発化・激甚化する風水害に備え、災害時の避難所等となる公共施設の改築需要に係る経費を算定する。
- 義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外
義務教育施設の新築・増築等に要する経費について、起債充当を行わないこととして算定する。

Ⅲ. 令和7年度都区財政調整財源見通し

(単位：百万円、%)

区 分		令和6年度再調整			令和7年度フレーム		
		R6当初見込 ①	増減額	増減率	R7フレーム ②	対R6当初 増減額(②-①)	増減率
調整税等	固定資産税	1,476,991	2,016	0.1	1,515,905	38,914	2.6
	市町村民税法人分	622,257	72,233	11.6	697,861	75,604	12.1
	特別土地保有税	10	0	0.0	10	0	0.0
	法人事業税交付対象額	89,981	5,467	6.1	97,720	7,739	8.6
	固定資産税減収補填特別交付金	128	0	0.0	37	△ 91	△ 71.1
	調整税等合計	2,189,367	79,716	3.6	2,311,533	122,166	5.6
総額	交付金総額 R7：56% / R6：55.1%	1,206,341	43,924	3.6	1,294,458	88,117	7.3
	精算額	9,668	0	-	3,822	△ 5,846	-
	合計	1,216,009	43,924	3.6	1,298,280	82,271	6.8
	普通交付金 R7：94% / R6：95% A	1,155,208	41,727	3.6	1,220,384	65,176	5.6
	特別交付金 R7：6% / R6：5%	60,800	2,196	3.6	77,897	17,097	28.1
基準財政収入額	特別区民税	951,890	/	/	1,078,926	127,036	13.3
	軽自動車税 環境性能割	224	/	/	279	55	24.6
	種別割	3,672	/	/	3,755	83	2.3
	特別区たばこ税	74,139	/	/	65,541	△ 8,598	△ 11.6
	鉱産税	0	/	/	0	0	-
	特別区税計	1,029,925	0	0.0	1,148,501	118,576	11.5
	利子割交付金	3,618	/	/	12,082	8,464	233.9
	配当割交付金	21,388	/	/	29,496	8,108	37.9
	株式等譲渡所得割交付金	22,105	/	/	35,911	13,806	62.5
	地方消費税交付金	232,348	/	/	251,965	19,617	8.4
	ゴルフ場利用税交付金	37	/	/	42	5	13.5
	環境性能割交付金	3,686	/	/	4,778	1,092	29.6
	地方特例交付金	45,764	/	/	4,948	△ 40,816	△ 89.2
	計	1,358,871	0	0.0	1,487,722	128,851	9.5
	その他の譲与税等	16,531	-	-	16,844	313	1.9
合計	1,375,402	-	-	1,504,567	129,165	9.4	
特別区民税特例加減算額	△ 14,532	-	-	△ 18,020	△ 3,488	-	
地方消費税交付金特例加算額	21,326	-	-	23,127	1,801	8.4	
基準財政収入額合計 B	1,382,196	-	-	1,509,674	127,478	9.2	
基準財政需要額合計 C' (合意後)	2,537,405	-	-	2,730,058	192,653	7.6	
基準財政需要額合計 C	2,537,405	-	-	2,190,014	-	-	
財源過不足額(A+B-C)	-	41,727	-	540,044	-	-	
当初算定残 D	-	29,388					
財源過不足額(A+B-C)+D	-	71,115	(再調整額)				

※上記表は、第4回財調幹事会および第3回財調協議会における都側説明及び都側聞き取り調査により作成したものである。

※計数整理の結果、変動することがある。また、端数処理の関係により縦横計等一致しない場合がある。

※基準財政需要額合計 C' (合意後) の欄については、第2回財調協議会後の数字を反映している。

令和7年度都区財政調整 新規算定項目・改善項目等

○ 都区間の配分割合等の変更

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する。

本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。

I 令和7年度当初フレームについて

(1) 特別区相互間の財政調整に関する事項

1. 新規算定	26項目
○震災予防対策（防災普及広報等経費）（家具転倒防止器具設置助成事業費）	
○感震ブレーカー設置助成事業費	
○参集・安否確認システム維持管理費	
○行政手続デジタル推進経費	
○公共施設LED灯切替事業費	
○テレワーク運営経費	
○安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）	
○ひとり親家庭等生活向上事業費	
○高次脳機能障害者支援事業費	
○重層的支援体制整備事業費	

- 高齢者補聴器購入費助成事業費
- 生活保護総務費（医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）
- 放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費
（医療的ケア児支援事業費）
- 【投資】放課後児童クラブ新設費
- 予防接種助成事業費（男性HPV）
- 予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）
- 予防接種費（新型コロナウイルス）
- 予防接種費（五種混合）
- 乳幼児健康診査費（3歳児視力屈折検査）
- 地域公共交通会議運営費
- 【投資・態容補正】自転車走行空間整備事業費
- 【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費
- コミュニティスクール運営費
- 図書館管理費（電子書籍サービス事業費）
- パラスポーツ推進事業費
- 能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費（都区連携経費）

2. 算定改善等

34項目

<算定充実> 15項目

- 区議会事務局運営費
- 障害者就労支援事業費
- 指導検査事業費
- 子ども医療費助成事業費
- 放課後児童クラブ事業費
- 私立保育所施設型給付費等
- 心身障害者（児）歯科診療事業費（歯科診療委託）
- 環境施策推進費（低炭素型社会推進費）
- 労働総務費（高齢者就労対策事業助成金）
- 都市計画事務費（都市整備調査委託）
- 【小・中学校費】学校運営費（教育用コンピュータ整備費）
- 【小・中学校費】学校運営費（自動車借上等）
- 教育相談事業費（いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員報酬）
- 芸術鑑賞教室
- スポーツ推進計画策定経費

<事業費の見直し> 5項目

- 生活扶助費（中国残留邦人等生活支援給付金）
- 結核予防費（一般患者医療費）
- 結核予防費（入院患者医療費）
- 総務管理費（補償補填及び賠償金）
- 【態容補正】排水場に要する維持管理費

<p><算定方法の改善等> 14項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会計管理費（預金利子） ○生活困窮者自立支援事業費 ○重度障害者福祉増進事業費及び老人福祉増進事業費 ○予防接種費（子宮頸がん） ○予防接種費（ロタウイルス） ○【単位費用】【態容補正】環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託） ○最終処分委託料 ○建築行政費 ○放置自転車等対策事業費 ○【態容補正】自転車駐車場維持管理費 ○【小・中学校費】【単位費用】【密度補正】要保護準要保護児童生徒就学援助費 ○勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し ○定年引上げに伴う標準給の見直し ○【投資】投資的経費の見直し（建築工事） 	
<p>3. その他</p>	<p>1項目</p>
<p><財源を踏まえた対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ○公共施設改築工事費の臨時的算定 	

II 令和6年度再調整について

<p>再調整について</p>	<p>14項目</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設LED灯切替事業費 ○児童手当給付事業費 ○私立保育所施設型給付費等 ○国民健康保険事業助成費（出産育児一時金） ○予防接種費（BCG） ○予防接種助成事業費（男性HPV） ○予防接種助成事業費（小児インフルエンザ） ○予防接種費（新型コロナウイルス） ○商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）） ○【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費 ○標準給等の見直し ○勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し ○首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費 ○義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外 	